

# 岐阜県医療審議会運営要綱

## (趣旨)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第72条第1項に規定する岐阜県医療審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び令に定めるところによる。

## (定数)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

## (審議事項)

第4条 審議会において審議する事項は、法の規定によりその権限に属せられた事項のほか、次のとおりとする。

- 一 病院の開設及び有床診療所の開設に係る整備計画
- 二 開設している病院の病床数の増加及び病床の種別の変更並びに有床診療所の病床数の増加に係る整備計画
- 三 法第46条の6第1項ただし書の規定により、医療法人(特定医療法人又は社会医療法人、地域医療支援病院を営んでいる医療法人若しくは公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人を除く。)が、医師又は歯科医師でない理事から理事長を選出する認可に関する審査
- 四 前3号に掲げるもののほか、その他医療を提供する体制の確保に関する事項

## (医療法人部会)

第5条 審議会に、医療法人に関する事項を調査審議するため、医療法人部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、委員の7人以内で組織する。
- 3 部会の会議は、審議会の会長(以下「審議会会長」という。)が招集する。
- 4 部会は、次に掲げる事項を審議する。
  - 一 医療法人の設立認可に関すること
  - 二 医療法人の解散認可に関すること
  - 三 医療法人に対する業務停止命令に関すること
  - 四 医療法人の役員に対する解任勧告に関すること
  - 五 医療法人の設立認可の取消しに関すること
  - 六 前各号に掲げるもののほか、医療法人に関することで審議会会長が必要と認めた事項
- 5 部会は、部会に属する委員(以下「部会員」という。)の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 6 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 7 第4項各号に掲げる事項については、部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、部会において審議会で審議することが適当であると認めた場合は、この限りでない。
- 8 部会長は、部会の審議結果について、次に招集される審議会に報告しなければならない。

## (会議等の公開)

- 第6条 審議会の会議は、公開とする。ただし、特定の者に利益又は不利益をもたらす、又は公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれのあるときは、審議会の決議により公開しないことができる。
- 2 部会の会議は、前項の規定にかかわらず、公開しない。ただし、部会において公開することが適当と認めた場合はこの限りでない。

## (議事録の作成)

第7条 審議会の会議については、その都度議事録を作成する。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、岐阜県健康福祉部医療整備課において処理する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成14年11月20日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月22日から施行する。